

※ 調査員記入欄

調査日：平成24年 月 日

整理番号

< 鯉ヶ崎地区 >

【意向調査票】

この意向調査票は、鯉ヶ崎地区の土地区画整理事業予定地内に土地を所有されている方、及び震災時に居住されていた方を対象に実施しています。

鯉ヶ崎地区土地区画整理事業予定地内の土地及び建物に関する事項をご回答ください。

なお、共有名義の土地の方は、あらかじめ共有者のご意向も確認の上、代表者の方がご記入ください。

該当する項目の記入、または、選択肢の番号に○をご記入ください。

問1 世帯状況等について

①世帯主の氏名		性別	男性 ・ 女性	生年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日生
②回答者の氏名 世帯主との関係	1. 本人 2. 本人でない (氏 名 :) (ご関係 :)				
③職業	(震災前のご職業) 1. 漁業 2. 商店経営 3. 会社員 4. 公務員 5. 主婦 6. 無職 7. その他 ()				
	(現在のご職業) 1. 漁業 2. 商店経営 3. 会社員 4. 公務員 5. 主婦 6. 無職 7. その他 ()				
④世帯の状況	現在の世帯人数	人			
⑤住所	震災前の住所				
	現在の住所※				
	現在の連絡先※	(電話番号)			

※ 現在の住所、連絡先については、今後再建に関するお知らせをする場合に大変重要です。必ず連絡のとれる住所、電話番号をご記入願います。また、今後転居される場合には、転居先について宮古市都市計画課計画担当（0193-68-9105）までご連絡いただけるようお願いいたします。

⇒ **問2**にお進みください

問2 震災前の土地・建物の利用状況について（複数回答可）

①所有形態	1. 土地・建物とも所有 2. 土地のみ所有（自己利用） 3. 土地のみ所有（借地） 4. 土地は借地で建物を所有（借地） 5. 借家・アパート 6. その他（ ）					
以下は、土地・建物所有者（借地権者を含む）のみご回答ください。						
②震災前の土地・建物の利用状況	1. 専用住宅 2. アパート・マンション 3. 事業所（店舗、工場など）併用住宅 4. 事業所（店舗、工場など） 5. 駐車場 6. その他（ ）					
③所有する土地面積	符号	町名	地番	地目	借地権の有無	面積
	イ				有・無	() 坪、又は () m ²
	ロ				有・無	() 坪、又は () m ²
	ハ				有・無	() 坪、又は () m ²
	ニ				有・無	() 坪、又は () m ²
	ホ				有・無	() 坪、又は () m ²
	ヘ				有・無	() 坪、又は () m ²
	ト				有・無	() 坪、又は () m ²
④所有する建物面積	延床面積 () 坪、又は () m ²					

⇒ **問3**にお進みください

問3 今後の居留意向について

	選択肢	次の設問へ
今後の居留意向	1. 災害公営住宅に住みたい	⇒ 問4 にお進みください
	2. 災害公営住宅以外に住みたい 下記の2-1、2-2のいずれかに○をつけてください ↳ 2-1 鉾ヶ崎地区内で居住したい ※ 既に再建済みの方もご回答ください ↳ 2-2 鉾ヶ崎地区以外で居住したい ※ 既に再建済みの方もご回答ください	⇒ 問5 にお進みください
	3. 検討中、又はわからない	

問4. 問3で、「1. 災害公営住宅に住みたい」と回答された方にお聞きします。

①入居予定 の人数	人
②住宅の場所 *複数回答して も結構です	1. 鉾ヶ崎地区 2. 田老地区 3. 崎山地区 4. 築地・愛宕地区 5. 中心市街地地区 6. 藤原・磯鶏地区 7. 高浜・金浜地区 8. 津軽石地区 9. 赤前地区 10. 重茂地区 11. その他()
③住宅の形態	1. 共同住宅 2. 戸建ての住宅（5年以上経過後に払下げを希望される方）… ※をご覧ください 3. 戸建て、共同住宅のどちらでもよい 4. その他 ()
④希望間取り	ご希望の間取り（広さ）についてお聞きします。 1. 1DK 2. 2DK 3. 3DK 4. その他 ()

※ 戸建て住宅は、ご希望される地区に必ずしも建設されるものではありません
 鉾ヶ崎地区においては、戸建住宅の用地の確保が困難と想定されています

⇒ **問5**にお進みください

問5. 今後の土地利用の意向について（複数回答可）

- ★ 宮古市では、鉾ヶ崎地区に新たに整備する道路や公園に必要な土地の取得を予定しています。ついては、土地所有者の方を対象に今後の土地利用の意向をお聞きします。
- ★ 「②土地の利用形態」については、土地利用者のご意向を確認のうえご記入ください

①土地の所有形態	1. 土地をそのまま所有し、自分で利用したい 2. 土地をすべて売却したい 3. 土地の一部を売却したい ⇒ 売却希望の土地（※問2の符号をご記入ください： ） ⇒ 売却希望面積（ ）坪、又は（ ）㎡ 4. 土地をすべて貸したい（土地の所有権は維持したい） 5. 土地の一部を貸したい（土地の所有権は維持したい） ⇒ 賃貸希望の土地（※問2の符号をご記入ください： ） ⇒ 賃貸希望面積（ ）坪、又は（ ）㎡ 6. 検討中、又はわからない
②土地の利用形態	1. 専用住宅 2. アパート・マンション 3. 事業所（店舗・事務所・工場など）併用住宅 4. 事業所（店舗・事務所・工場など） 5. 駐車場 6. その他

⇒ **問6**にお進みください

問6. 土地区画整理事業の実施にあたって

鍬ヶ崎地区は、土地区画整理事業による整備を予定しています

【土地区画整理事業とは…？】

- 道路・公園等の公共施設の整備と権利者の土地の整備（再配置）を総合的に行う事業です。
- 新しい公共用地を生み出すため、権利者から少しずつ土地を提供（減歩）してもらいます。
- 権利者の土地は減少しますが、利用価値が高まるため、資産価値としては減少しません。

【鍛ヶ崎地区の土地区画整理事業では…？】

- 鍬ヶ崎地区の平均減歩率は、約 10～15%を想定しています。 例) 前:100 坪 → 後:85～90 坪
※ 減歩率は、一定のルールに基づき算定され、個々の土地の状況により異なります。
- 土地の面積が小さいなど特別な場合は、減歩を抑え整備前と同等程度の面積を確保することも今後検討する予定です。
※ この場合、土地の減歩に代わり、金銭の負担（清算金）が発生します。
※ 面積が小さい場合の目安は、土地区画整理事業後の面積で住居系が 100 m²以上、商業系が 65 m²以上です。

① 上記を踏まえ、土地区画整理事業後の土地について、どのようにお考えですか？

[illegible]

問7. その他、ご意見・ご質問等をお伺いします。

その他の ご意見等	

ご回答ありがとうございました。